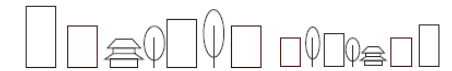




No.51

2021 年 夏号



編集・発行 埼玉自治体問題研究所

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (県職気付)

TEL&FAX 048-822-9272

info@saitama-jitiken.com



▲6月18日、熊谷駅に降り立つと立派な銅像と「ラグビータウン熊谷」のモニュメントが目を見く。銅像は、鎌倉時代初期に武蔵国熊谷郷で活躍した武将、熊谷直実の雄姿。タクシーの運転手さんに「熊谷の自慢は何ですか」と聞くと「夏の暑さとラグビーかな？ラグビーは、盛んだし強いよ。立派なラグビー場もあるよ」と教えてくれた。(熊谷市・県内2番目に市政施行。平成の大合併で大里、妻沼、江南と合併し県北初の20万都市に。明治16年に上野・熊谷間の鉄道が開通、古くから交通と商業の町として発展。)

催しもの案内

■第63回自治体学校(全体集会はDVD送付、分科会はZOOMによるオンライン開催)

○記念講演 「コロナから何を学ぶか」内山 節(哲学者)

○特別講演 「コロナ禍2年目 地方自治をめぐる情勢と対抗軸」岡田知弘(理事長)

○分科会・講座・交流会 7月17日:「子ども子育て」「水道民営化」「循環型経済と地域づくり」「講座・デジタル化と地方自治」「交流会・生活保護」7月18日:「自治体財政」「地域医療」7月24日:「全世代型社会保障と介護保険」「自治体民営化」「自治体デジタル化と公務労働」7月25日:「講座・瀬戸際立つ地方自治」7月31日:「地域公共交通」「農業・農村の将来」

※申し込み方法は、裏表紙の事務局通信参照

春号(51号)の内容

- 団体会員訪問記 新日本婦人の会埼玉県本部 高田美恵子(会長) P2
- 第46回定期総会報告 P4
- 特集○PPP・PFI! それなに? 林敏夫(研究所理事) P6
 - 生保の「扶養義務」問題を考える 寺久保光良(和光市) P10
- 書評 斎藤幸平『人新世の「資本論」を読む』大坂健(國學院大学名誉教授)..... P13
- 議会活動情報コーナー・会員のひろば P17
 - シリーズ「議会広報から見える議会改革」③ 芳野政明(議会広報アドバイザー)
 - 発信する自治体議員 金子昭代(さいたま市議) 桜井くるみ(熊谷市議)
 - 会員の一言 佐藤勝江(上尾市)
- 事務局通信 P20

女性の願いと運動のあるところ、新婦人あり

新日本婦人の会埼玉県本部

新日本婦人の会は、1962年10月19日、「ひとりの婦人も泣くことのないように、しっかりと考えたあたたい友情によって支えあい、永遠の平和を目指して進むことを誓い」結成された。全国的には中央本部と47都道府県本部、900市町村支部があり埼玉県本部には50の支部がある。



▶高田会長

今号の訪問は、新日本婦人の会（以下「新婦人」）埼玉県本部です。以前、研究所主

催の学習会の女性講師について「キャリアウーマン的な人だと思ったら普通のおばさんだったよ」と私が放った軽口に「それ、セクハラだよ！」と即座に鋭い批判の言葉を放ったのが、新婦人埼玉県本部の現会長、高田美恵子さんでした。にこやかにインタビューに応じていたことに少し安心しました。（聞き手・渡辺事務局長）

●最初に、新婦人埼玉県本部の主な活動内容などを紹介いただけますか。

戦後、新憲法の下で選挙権や参政権を得た女性たちが、それぞれの要求や願いのために組織や団体をつくって活動するようになりました。

新婦人は、こうした様々な婦人組織が思想、信条、政治的見解の違いをこえて力を合わせていける社会を目指して結成されたのです。どんな悩みや要求も、みんなの問題として話し合い、手をつなぎ、実現を目指して運動することを何よりも大切に行っています。50ある支部は、全国的な共通課題の他に、地域特性によっ

て様々な課題や要求があり、いろいろな地域団体と連携しながら活動しています。

新婦人は、会の目的として①核戦争の危険から子どもを守る。②憲法改悪に反対、軍国主義の復活を阻止します。③生活の向上、夫人の権利、子どもの幸せのために力を合わせます。④日本の真の独立を勝ち取り、民主主義を守ります。⑤世界の婦人と手をつなぎ永遠の平和を打ち立てます。の5つを掲げていますが、地域の活動では、暮らしのことや仕事のこと、子育てや老後の問題、健康や食べ物、ごみや環境のことなど国や自治体の行政や政治とかわる様々な問題が、話

し合いと運動の課題になります。

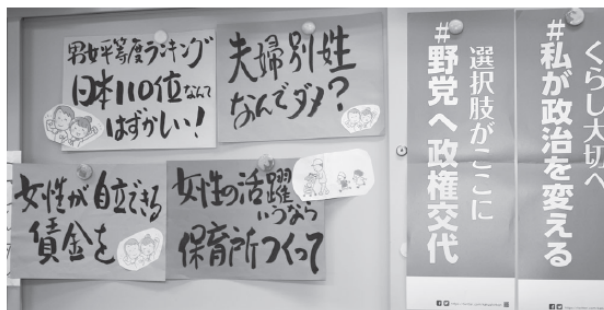
●最近の活動で特徴的なことはありますか？

昨年来、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、国会の状況への対応に追われて来たのが実感です。政府や各政党、自治体首長や議会への要望や申し入れも繰り返し行いました。

県内での活動では、熊谷、上尾、北本、越谷、杉戸などで学校や保育所・幼稚園、公民館など公共施設の統廃合問題が増えています。

また、子ども医療費の18歳までの無料化がかなりの自治体で広がって、県の制度化がこれからの課題になります。子どもの問題では就学援助制度も重要で、入学費用を入学前に支給するなどの前進も図られました。給食費の無料化の運動も始まっています。

さらに、コミュニティバス



▲事務所のポスター

やデマンドタクシーの運行など、地域交通の充実で交通弱者を無くしていく取り組みも目立っています。地域生活における孤立を防ぎ、通院や公的な手続き、買い物や趣味やスポーツ、文化活動や社会活動への参加など、人間らしい暮らしや健康長寿の基盤となるのが移動の自由であり、基

本的な人権の一つである「交通権」です。

もつと身近で、日常的に取り組んでいる要求は、信号機やカーブミラーの設置、道路の補修、公共的なトイレの洋式化などで、これは運動の成果が見えて確信になります。

●日本は、異常なほどジェンダー平等が遅れていますか？

ジェンダーについては、言葉の意味や日本の特異性の背景などについて学習に力を入れています。新婦人学校では、特別に「女性史とジェンダー編」の講座を設けています。ジェンダー問題は、オリエンティック組織委員会の森会長発言で一斉に可視化され、女性の意識の変化も実感できました。世界的なジェンダー平等の流れと、日本における女性の地位、特に政治的な分野における遅れへの理解がひろ

がっていることを追い風に、運動を強めたいと思っています。

●最後に高田会長の夢、抱負などありましたら話していただけますか。

女性がみんな自分の思いで働き続けてほしいということですね。意思をもって社会的に自立して生きるためには、自らの意欲や能力を生かして職業を持つて生きることが重要だと思っています。世の女性たちが、もやもやしたり悩んだりすることを、おしゃべりで留飲を下げる、というのではなく、発言し要求し、運動していくという主権者になってほしいですね。また、男性も、男女平等を平気で踏みこむ発言があったら、男性におし正面から批判するようになってほしいと思います。平和で豊かな社会を子どもたちに手渡したいですね。

地方自治フォーラム・第46回総会 報告

6月6日(日)、さいたま市済会館601会議室で、10時から15時まで「地方自治フォーラム」が、15時30分から17時まで埼玉自治体問題研究所第46回定期総会が開催されました。概要をお知らせします。コロナ禍の開催であり、フォーラムには、ズームでのオンライン参加も含めて45人が、総会には18名(委任状82名)が参加しました。

◆地方自治フォーラム◆

●最初に「新型コロナウイルス感染症と保健所業務」と題して青木敦子さん(川口保健所 衛生検査課長)が記念講演を行いました。概要を紹介します。

新型コロナウイルスの性質、特徴は動物や人に感染するウイルスで、粒子の表面の突起が太陽のコロナに似ていることからコロナウイルスと命名されています。SARS(サーズ)やMARS(マーズ)以外に4種類



▲記念講演・青木さん

の風の原因ウイルスが確認されており、上気道(咽頭、喉頭)、下気道(気管、気管支、肺)の粘膜の細胞に付着して侵入・増殖します。潜伏期間は1～14日、暴露から5日程度での発症が多くなっています。

養の要請(44条)、入院勧告・措置(26、37、80条)に規定されています。

保健所対応については、感染者の住所を所轄する保健所で行うことになっており、発症届けが出された後、電話での詳細な聞き取り調査(行動調査、接触者調査等)、療養方法の検討と確定、入院、宿泊先の決定、移送毎日の経過観察、食糧配布、接触者のPCR検査など膨大な事務処理が必要になります。検査には、PCR検査、抗原検

都道府県や政令市、中核市など保健所設置市町村の役割については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に、発生届(12、13条)、発生動向調査(15条)、就業制限(18条)、療



▲総会あいさつ・平野理事長

査があります。コロナウイルスの変異というのは、感染を繰り返す中で少しずつ遺伝子を変異させていくのがウイルスの性質であり、日本においては、中国からのものが英国型に変わり、今、デルタ型(インド型)が広がり始めており、これが近いうち英国型に変わって主流を占める可能性が高くなっています。デルタ型は感染力が非常につよく、オリンピックの開催にも影響を与える可能性があります。

具、つまり、自治体を産業化・市場化する政策になっていることをあらためて確認すること、②具体的にどのような手法で地方行政、地方自治の担い手や担う仕組みが変質しているのか、その手法を整理し理解を深めたということ、③誰がどのような方法でこうした動きに対抗していくのか、結局は、住民と自治体職員と議員が中心となつて、行政に参加し、「企業利潤を市場とする仕組み」から「人

◆第46回定期総会◆

●午後からは、「指定管理・PFI(外部化・産業化)の動向と課題」と題して林敏夫さん(研究所理事)が講義を行いました。私がこの講義でお伝えしたいことは、次の3点です。①分権改革どころか、地方行政への国の関与は強化され、中でも「外部化」の動きは質的に変化し、単なる「経費節減」から「政府による大資本の利潤獲得の道

3時30分から行われた、定期総会では、平野理事長のあいさつの後、芳野理事を議長に選任し、4つの議案について渡辺事務局長が提案しました。

理事)、川嶋芳男さん(川口市・理事)、大谷国夫さん(富士見市・理事)、岩田治樹さん(上尾市・理事)後藤晴雄さん(小川町・住宅生協理事長)から発言がありました。いずれも原案を深め補強する発言でした。3号、4号議案も全会一致で採択されました。

第1号議案 2020年度事業報告、第2号議案2020年度決算報告並びに会計監査報告は全会一致で承認、第3号議案2021年度事業方針及び第4号議案 2021年度予算については、森克彦さん(川口市・理事)、荒井良朗さん(川越市・

なお、来年度の総会は役員改選期に当たするため、総会終了後直ちに、役員選考委員会を設置し、女性理事、研究者理事、地方議員理事を増やすための具体的な検討を行うことも提案されました。



▲分科会講義・林さん

PPP / PFI ! それなあゝに？

「知っておきたい用語と事態の背景」

研究所理事・元自治労連県本部委員長 林 敏夫

行政文書にアルファベットが氾濫しています。例えばP P = Public Private Partnership などと仰々しく言うけど、要

は「公」と「民」が「共同」だから「公民連携」（国の場合は「官民連携」というだけのこと。昔から言う「公民協力」でいいじゃない。PFI = Private Finance Initiative。これも「民」の「資金（少し広く「技術・能力」も含め）」の「主導」だから「民間活力主導」でも「民活」でもいいんじゃない。

■なぜ？ 今に始まったわけでもないのに

以前から民間の力も借りて行政が行われていたのだから、わざわざPPPなどと言わなくても良いし、PFI法だって20年以上前（1999年）に成立したのだから、今ごろ改めて強調しなくても？でも、よく見かけるのは……

安倍政権の「成長戦略」の重要な柱であった「行政を大企業の利益の新たな源泉、国際競争

力強化の重要な道具」にする構図が今も生きていて、イヤ！菅政権で財界主導のもとにいつぞう露骨に進められているからです。なお、あえて「財界」としたのは、地域の中小企業、地場産業はほぼ蚊帳の外、わずかな滴りも期待できる可能性が極めて低いからです。

また、「行政を」としましたが、ここで言う「行政」とは、建物・橋・道路や物品の購入だけでなく、自治体の役割・将来計画策定、自治体を運営するデジタルシステム、窓口の手続き全般、職員の教育・人事から、直接に住民と接する社会保障、上下水道の公衆衛生、学校教育や図書館・博物館・公民館などの社会教育の施設と運営など、行政のすべてを指します。それを「財界の利益と競争力強化」の市場に活用しようとしているのです。

そこで、財界は昔の「公民協力」や「民活」などの言葉ではイメージに合わないと考え、2



000年代半ばのアルファベット短縮文字を使って、憲法の理念にもかわる大変革をぶち上げているのです。実は、PPP / PFIも古くなり、最近は「利益と競争力強化」をめざして「Society 5.0」「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」などの概念・用語で事態を進めようとしています。さて、私たちは憲法や地方自治の未来に関わる事態、そんなイメージで「PPP / PFI」を意識してききましたっけ？

■安倍政権の成長戦略が具体化真つ最中

期の付いた別枠職員を新たに任用していませんか？民間コンサルタントに依存した「立派」な計画書がつくられていませんか？ たぶん何らかの兆候が現れているはずですよ。その仕掛けを大枠でみると……

2014年、安倍首相が「成長戦略」を表明。その柱の1つに「投資の促進」「民間パワーで公共サービスがもっと便利に」「餅は餅屋に！運営は民間に！」との標榜があり、「民間事業者が、さまざまなインフラ運営ビジネスに参入できるようになりました」「たとえば「コンセツション方式（民間事業者による自由な運営を認める仕組み※内閣府の説明）」が活用できるようにになりました」とし、さらに「コンセツション方式の活用目標を設定しました」として、空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件（2016年度

■まちの未来がかかった？オドかさないでよ！

おどかさすつもりはありませんが、あなたのまちの公民館、保育所、学校から市庁舎まで、最近、建てかえ・複数施設の統合、廃止後の跡地の収益事業への転用、役所をITで便利にするんだ！などが計画から実行段階に入っていないませんか？民間企業の人材を特別職（首長が期限付きで特定職務のために任命）や任

末まで」と誇らしげに宣言しています。なお、PPP目標はその後「2022年度までに21兆円」へと拡大します。

2015年、この流れを大きく広げるため、経済財政諮問会

議（総理大臣が経済・財政・予算、国土計画等の重要事項を諮問する会議）の財界代表4人が「公的分野の産業化に向けて」「公共サービスの成長戦略（説明資料）」（2015年3月11日）を

会議に提出します。その内容は、同年6月にいわゆる「骨太方針2015」として日本の進路に決められました。

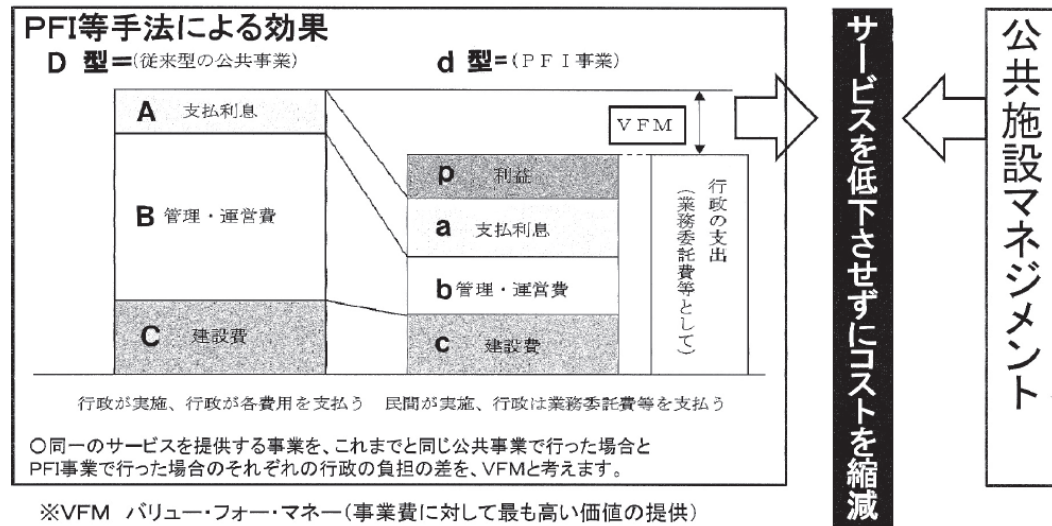
そこには「多様なPPP / PFI手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する」「人口20万人以上の地方公共団体等において多様なPPP / PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築する」などと書かれてあります。これを起源に内閣府↓各省庁（総務省）↓都道府県↓市町村……の流れで強烈な上意下

■自治を脅かす執拗な仕組みて強要

達、自治体誘導でPPP / PFIが拡大させられることになり

自治体誘導の経緯は……「多様なPPP / PFI手法導入を優先的に検討するための指針」↓「PPP / PFI抜本改革アクションプラン」↓「PPP / PFI導入ガイドライン」↓「PPP / PFI優先検討規程策定手引」（「選択肢なく優先導入を教示」）↓「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」「国交省簡易VFM算定マニュアル」等々が自治体に示され↓補助金出します・専門家派遣します……となつていきます。少々しつこくありませんが、国の動きが執拗すぎるので書かざるを得ないのです。そして、埼玉県内でも人口20万人以上の市はすべて「PPP / PFI優先導入規程」が定められました。小川町のよ

PFI等の推進と公共施設マネジメントの関係



任のもとに詳細の仕様書が作成され、建設・事業実施→結果検査(仕様発注方式※これが非効率・低サービスとされる)となります。一方、PFIは一般に自治体は構想・要求水準を示し、具体的には当該PFI事業のために組成されたSPC(Special Purpose Company)特別目的会社」が実行することから、自治体の監視の目がどこまで届くのか心配があります。と言うよりは、すでに2000年代に入ってから多くの分野でPPP方式の事業が行われてきたため、自治体内に「公共の役割を実現するためのノウハウ」が相当に消滅している場合さえあります。そうするとVcの背景・実態を確認することすら困難になってしまいます。

それと、この図の右端の「公共施設マネジメント」を見てください。PFIは施設建設や事業の手法の一つとして提案されているにとどまらず、前述の「公共施設等総合管理計画」の具体化と一体で優先されるべきことが素直に表現されています。本質が露わです。

まとめです。「公民協力」「民活」は双方の役割の違い「公共」と「利益確保」を見極め、ルールをもとに進めるべきです。一方、進行中のPPP/PFIは「行政が食いのみにされる」「行政が身で身を食う」「空洞化」にならないように住民、職員、議員の参加のもとに、アルファベット短縮文字に惑わされず、納得いくまで調査・説明・情報開示・審議を行う必要があります。国策・翼賛的手法の危険はかつて学んできたはずですが、英国に起源をもつPFIも、数多く受託したカリリオン社(英国第2位のゼネコン)の倒産による公共の負担増、サービス混乱から見直しが始まっている動きも付け加えておきます。

うに20万人以下でも、PPP/PFIをまずは検討する「優先導入規程」を定めるに至るのです。

自治体の政策・施策について、国は、法律→政令→規則は定めますが、具体的には各自治体が判断し、その大元は主権者である住民意志の反映によるはずですが、それが憲法92条(地方自治)住民自治・団体自治です。ところが、実態は憲法理念が脅かされているのではないのでしょうか。「PPP/PFI翼賛体制」と言っても過言ではありません。

■新たな建設や事業需要がなければPFIもないでしょう？

そうです。そこでも手が打たれています。「老朽化、耐震化のために建て替えが必要」「削減自治体、少子時代への対応にコンパクトな施設整備が必要」「コロナに対応できる未来社会の整備が必要」などのフレーズ

は聞きませんか？「公共施設マネジメント」は？

実は、施設統廃合・建設促進にむけて、国は「公共施設等総合管理計画」の策定を全市町村に指示します。県内でも大半が2015～16年に同計画を策定しています。ちゃんと動かすための大仕掛けがあつて、それが進行したうえで、今、表に現れているのです。

PPP/PFIしか選択肢はない。優先手法になつてはいませんか？本当に計画内容を住民主権で確認し、事業実施後も点検できる仕組みになつているのでしょうか？

■さいたま市の説明図が正直な姿を現している

左の図はさいたま市のホームページに掲載されている「さいたま市におけるPPPの具体的施策と取組事例」さいたま市都市戦略本部・行財政改革推進部」から引用し、分かり易くするために文字にAやaの記号を

入れました。説明すると……

$A+B+C=D$ 型はPFI手法を使わず従来型で行う場合のイメージで、 $p+a+b+c=d$ 型がPFIで行った場合のイメージです。PFIで行うと費用が少なくて済むVFM(Value for Money)支払いに対して最も高い価値とでも言うのでしょうか)の部分が、安価になったりサービスが向上したりする部分とされています。

では、VFMはどこからどの様に生み出されるのでしょうか？d型は民間企業が行うのでP(利益)が必要になります。0/A/Pです。支払利息も地方債ではなく民間が民間金融機関からお金を借りるのでA/A/aです。さらに全体費用を抑制したVFMが必要になり、0/VFMです。

制、人員削減、非正規化やサービス内容の変更が基本になるでしょう。こうした事態は民間委託や指定管理者制度で何度も見えてきたことです。なお、PFI期間は20年、30年はザラですから、d型の場合は自治体内に施設や事業を知る職員が不在になつてしまふ。つまり、ノウハウは自治体からは消滅します。PFIではその対策としてコンサルタント等に「モニタリング」を委託し、ここでも民間市場拡大が行われます。一方で、自治体「力」の空洞化が起きます。

図のC/Vcは複雑な要素があります。D型は従来型で建設や事業が適正積算のもとに談合もなく、建設下請や建設労働者に適切な支払いが行われていた。Vcの要因は無くなり、C/Vcは下請建設企業と職人の犠牲が心配です。冒頭に「地域企業は蚊帳の外、わずかな滴りも期待できるのか」とした理由です。

また、D型の場合は自治体責

生活保護を利用する上での

「扶養義務」問題を考える

「福祉が人を殺すとき」著者 寺久保光良



生活保護を利用する上で、「親兄弟に扶養義務がある」「扶養照会をする」と言われ、生活保護の利用を諦めてしま

う人が多くいます。つい最近、コロナ禍での反貧困に取り組みグループの人たちが中心となり、電話相談会が全国各地で取り組まれました。この中で多くの相談員の印象として「相変わらず生活保護に対する忌避感が強い」という声がありました。

■扶養照会、申請の障害に

コロナ禍の中で生活保護の

申請、開始件数は全国的に多くなっていますが、一方で「生活保護に対する忌避感」は強く、申請を拒む人も多くいます。こうした状況は、何処から来ているのでしょうか？多くの人は冒頭に紹介した「親兄弟に扶養義務がある」「扶養照会をする」と言った扶養義務問題に抵抗があると考えられます。「親兄弟に自分が困っていることを知られたく

ない」「みつともない」「親戚の恥だ」などと言う気持ちだろうと思います。

生活保護法では、（保護の捕捉性）として第4条に「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務所の扶養および他の法理とに定める扶助は、全てこの法律による扶助に優先して行われるものとす」とされています。

なんと125年前の明治29年の民法です。その民法の877条に「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等以内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」

3 前項の規定による審判があつた後事情に変更が生じたときは、家庭裁判所は、そ

の審判を取り消すことができるとあります。これだけを読むと扶養義務者の扶養は厳正な規定と思ってしまう

ますが、しかし義務があると言っているだけで、扶養の義務を負わせることができるのは家庭裁判所だけです。

また扶養義務は生活保護の要件ではありません。ですから福祉事務所が「扶養義務があるから扶養照会をする」と言うのは行きすぎで、いわず越権行為です。福祉事務所にそんな権限はありません。権限があるのは家庭裁判所だけです。

しかもどうした場合に扶養義務を負わせるのかは「扶養義務者の社会的地位にふさわしい生活を行って余りある場合に扶養義務を負わせる」というのが通例の解釈です。今の時代、国民の大多数は現実

的には自分たちの生活を維持するだけで精一杯ですから、ほとんどの場合、当てはまりません。

事実、福祉事務所のケースワーカーのほとんどは扶養照会をしても扶養できると回答があつたのは1パーセントに満たないという報告もあります。しかしそのために福祉事務所のケースワーカーたちは、煩雑な書類を整え、「扶養照会書」なる文章を発送しています。そこに取られる手間暇はほとんどが徒労に等しいのが現実で、無駄な事務となつています。

私の11年間の生活保護ケースワーカーの経験上も「扶養できる」という回答は一件もありませんでした。

現在の生活保護法が成立したのは1950年です。その時の解釈を記録した「生活保

護法の解釈と運用」という900ページを超える分厚い本があります。（最近、復刻版が出されるようです）。ここでは扶養義務問題について次のように記されています。「公的扶助に優先して私的扶養が事実上行われることを期待しつつも、これを成法上の問題にすることなく、単に事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として取り扱うものである」としています。要するに事実上金銭的支援があつた場合に収入認定すれば良いと言ふことです。

さらに「なお、単に民法上の扶養といい、英国や米国の例に見られるように生活保持の義務に限定しなかったのは、我が国情が未だ其処まで個人主義化されていないからである」と述べています。「生活保持」というのは「夫婦と

未成年な子との関係」で、最後のパンのひと切れも分け与えて食するほどの濃密な関係と捉えられています。

いずれにしても「扶養義務関係」といわれるものは封建制を引きずった明治時代の残存規定と言え、民法877条そのものが現代に相応しくないと云えます。

■扶養照会は義務ではない

今年2月、厚労省は「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点について」という文章を发出了しました。ここでは「扶養義務履行が期待できない者」には、「直接の扶養照会を行わない」としています。そしてその判断の基準を次のように例示しています。

たとえば「当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入



斎藤幸平は近年最も期待されるマルクス主義研究者の一人といつてよいだろう。斎藤は、『大洪水の前に―マルクスと惑星の物質代謝』（堀之内出版、二〇一九年）に続き、昨年、今回の書評の対象である『人新世の「資本論」』（集英社、二〇二〇年）を刊行した。前著は、理論的考察が中心で、ドイッチャー賞（英語版）など五つの賞を受賞したように、マルクス主義関係者から極めて高い評価を得てきたが、社会変革の構想を欠いていた。この点を補う

所者、長期入院者、主たる生計維持者でない非稼働者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など」「明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）」などとしています。

これに対して生活保護制度の改善に取り組む団体、一般社団法人東京つくりいファンドや生活保護問題対策全国会議では「虐待等の経緯がある者」を扶養照会を行わないものとした点については評価するものの、全体として小手先の微修正であると批判しています。

扶養照会問題は言葉は適切でないかも知れませんが、歴史性と、現代性のせめぎ合いの中にあり、歴史を前に進ませない思想や勢力の最後の砦

なのかもしれません。さて非常に硬い文章になりましたが、私たちの生活はこういう場に遭遇することは大いにあります。そういう時にどうしたらいいのでしょうか？

自分が生活保護の申請をした場合に「扶養照会」をすると言われたときには、何を根拠にしているかを確認し、とても金銭的援助は無理だと思ふと伝え、返信用の切手代は出してくれるのか？扶養照会で関係が悪くなったら責任を取ってくれるのか？扶養照会をしないで欲しいと伝えることが大切です。そして関係が悪くならないように先方に事情を話しておきましょう。

また扶養照会が届いた時には、きちんと金銭的援助はできないことを伝えることが必要と考えます。もし生活保護

利用に際して困った時には近くの「生活と健康を守る会」や反貧困に取り組んでいるグループ、弁護士などに相談してください。

（厚労省の事務連絡は厚労省のホームページから入り、表題の文章で検索して下さい。つくりいファンドの文章はホームページから検索可能で、扶養照会対策も示しています）

《書評》

斎藤幸平 『人新世の「資本論」』を読む

大坂 健（國學院大學名誉教授）

ために、今回の著書（新書判）においてはこれまでの研究成果を踏まえて社会構想が展開されている。

著書の特徴

簡単にこの著書を要約しておこう。

斎藤は次のようにいう。環境の危機の根因は資本主義にある。また、資本主義はこれまで自然という外部に転嫁して生産費を節約してきたが、環境の危機に直面してこれができなくなり、構造的危機を迎えている。環境対策として展開されている「グリーン・ニューディール」は、経済成長をはかるとともに、技術開発で危機を乗り切ろうとするもので、環境の危機を克服することができない。この危機の克服のためには、経済成長から脱成長へと舵を切り、「脱成長コミュニティ」に向かわねばならない。そのためには、自然環

境や社会インフラ、教育・医療などの「社会的共通資本」のみならず、生産手段も共同管理すべき「コモン」に加え、商品の領域を縮小し、消費主義的ではない活動領域を拡大していく必要がある。その改革の構想は、①使用価値経済への転換（大量生産・大量消費からの脱却）、②労働時間の短縮による生活の質の向上、③画一的な分業の廃止、④生産過程の民主化（労働者生産協同組合による生産手段の共同管理）、⑤労働集約型のエッセンシャルワーク（医療・介護・福祉・運輸など日常生活を支える労働）の重視の五つにまとめられる、などと。

この斎藤の主張の新しさは次の二点にあるといつてよいだろう。第一は、環境の危機から脱出するための社会構想として、従来からみられた脱成長論とマルクスのアソシエーション論（コミュニティ）とを結びつけ、「脱成長コミュニティ」を提起したことである。彼は、旧来の脱成長論が資本主義体制の維持や福祉国家による脱成長を可能だとする点を批判し、「利潤獲得に駆り立てられた経済成長という資本主義の本質をなくそう」としながら、資本主義を維持したいと願う「ものだ」（二三三頁）と指摘した上で、脱成長にはコミュニティの構築が必要だといふ。

第二に、遺されたマルクスの研究ノートなどの検討から、マルクスが晩年には自らの社会構想に脱成長論をとり入れていたと主張していることである。「要するに、進歩史観を捨てたマルクスは、共同体の持続可能性と定常経済の原理を、自らの変革論に取り入れることができた。『略』それが、晩年に到達した『脱成長コミュニティ』である」（二九七頁）と。これは、前著にもない新解釈であり、興味深い指摘である。

このように、環境問題の視点から「脱成長コミュニティ」を提起した点において意義深く、久々の好著であるといつてよい



だろう。

次に、著書での議論に同意できない、あるいは欠落している点に焦点をあてて検討しよう。

マルクスの脱成長論

第一は、マルクスが晩年には脱成長論をとり入れていたという点についてである。

斎藤はこの論拠として次のようにいう。マルクスはリービッツやフラスなどの科学者から資本主義による自然破壊を学んでいて、「ザスーリチ宛の手紙」の草稿における記述、すなわち「西ヨーロッパにおいても合衆国においても、「資本主義のもとでは「労働大衆とも科学とも、またこの制度の生みだす生産諸力そのものとも闘争状態にあり、一言で言えば、危機のうちにある」（一八七頁）という箇所」の「科学」は、これらの批判的科学を指すと述べる。そして、『資本論』第三部における「土地」(略)「生存および再生産の条件としての土地」の自覚的、合理的な取り扱いの代わりに、「資本主義のもとでは「地力の搾取と浪費が現れる」（一九〇頁）」という指摘をとりあげ、「マ

ルクスが求めていたのは、無限の経済成長ではなく、大地と地球を（コモン）として持続可能に管理することであった」（同上）という。その上で、マルクスは、「経済成長をしない循環型の定常型経済」（一九三頁）を土台として成立していた伝統的共同体の研究を踏まえて、晩年には脱成長型経済のコミュニティを構想していたと結論づける。

この主張はかなり強引である。前著でも詳細に分析されているように、マルクスが農学などの研究を通じて資本主義が人間と自然との物質代謝を攪乱させていたことは確かであろう。しかし、そこからマルクスが脱成長を考えていたと断じるのは無理がある。もし、そのように考えていたなら、研究ノートの端にでも何らかの明確な記述があつてしかるべきである。そのようなものが無いとすれば、まだ思索の過程とも考えられるのであつて、斎藤の結論は推測の域をでない。一八七〇年代半ばに執筆された『ゴータ綱領批判』には、「共産主義のより高度の

段階で「略」個人の全面的な発展にともなつて、またその生産力も増大し、協同的富のあらゆる泉がいつそう豊かに湧きでるようになったのち「略」社会はその旗のうえにこう書くことができる――各人はその能力におうじて」（『マルクス・エンゲルス全集』第一九巻、二〇頁）とあるように、マルクスが経済成長をある程度考えていたととれる記述がある。マルクスは人間と自然とのあいだの物質代謝を合理的に規制し、連合した生産者たちの共同的統制の下におくことを構想しており、「エコ社会主義」の立場に立っていたといえるが、脱成長論を社会構想にとり入れていたとまで断じることには疑義がある。マルクスがもし現在生きていればいうまでもなく脱成長論となえていたであろう。しかし、当時すでにそのように考えていたというのは言い過ぎではないかと思われる。

また、斎藤は、資本論が完結できなかった点について、脱成長コミュニティの追求という「理論的転換があまりにも大き

すぎたため」（二〇四頁）だと述べている。しかし、マルクスが七〇年代以降ロシアの共同体や土地制度を研究分野としていたのは、エンゲルスが『資本論』第三部の序文で「地代に関する編では、第一部の工業賃労働のところをイギリスが演じたのと同じ役割をロシアが演ずるはずだった」（『マルクス・エンゲルス全集』第二五a巻、一二頁）と語ったように、先進資本主義国において労働者階級が革命的役割を担うように、ロシアにおいては土地所有廃絶、ツァーリズムとの闘争において農民が同様の役割を果たすと信じていたからであつたという見解もある（平田清明「新しい歴史形成への模索」新地書房、一九八二年、二七二頁）。結局、「この計画（ロシア農民の革命的役割の解明）」はついに実現され「ず」（同上）、『資本論』は未完のまま終えたのであつた。斎藤の見解はこの点でも改めて精査されねばならないだろう。

資本主義体制の危機と国民国家システム

第二は、資本主義体制の危機

を回避する装置としての国民国家システムについて、考察されていないことである。

斎藤は、ウォーラーステインの主張を引用して廃棄物処理費やインフラの費用などを自然に転嫁する、つまり「外部化がで

（五五頁）といい、「資本主義シ

ステムが崩壊し、混沌とした状況になるのか、別の安定した社会システムに置き換えられるのか。その資本主義の終焉に向けて「分岐」が、いまや始まっているのである」（五六頁）と語っているように、資本主義は体制的危機にあるとみているよう

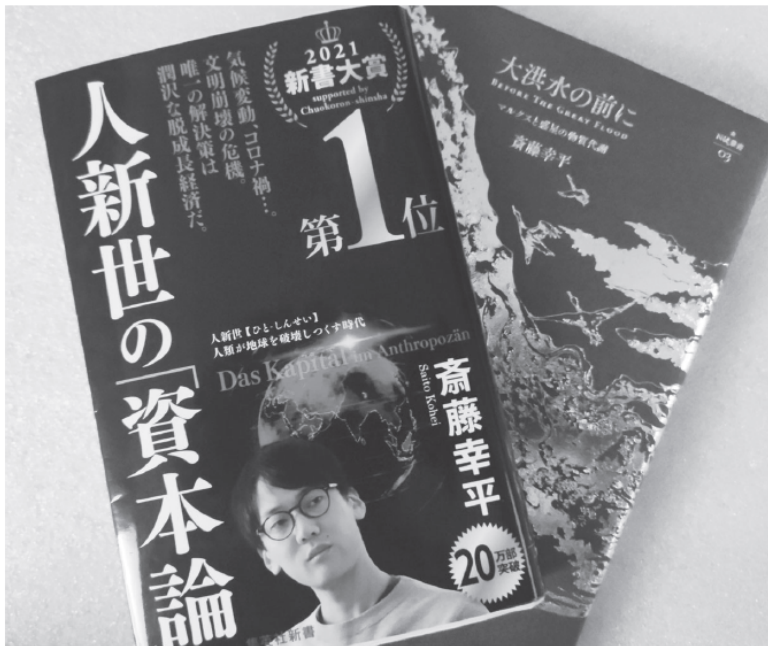
ある。

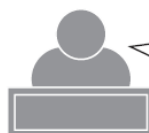
環境の危機は資本主義に起因する。しかし、環境が危機であることと、資本主義体制が危機であることは別の事柄である。外部化できず増大した費用を誰が負担するかは公共部門や消費者などへの転嫁をめぐる政治闘争に依存し、必ずしも資本蓄積が妨げられ、資本主義体制が危機に陥るわけではない。「グリーン・ニューディール」などの政策を通じて、資本主義の枠内で「持続可能性」が維持されるというイデオロギーが流布され、引き続き資本蓄積は可能となるであろう。

斎藤を含め多くの識者たちが看過していることは、資本主義体制の危機を回避する装置の中で、最も強力な国民国家システムについて考慮していない点である。このシステムの下では、諸国民国家は、国際分業を担う位置に対応して、中核国、半周辺国、周辺国などのように、階層化、序列化されるとともに、より付加価値をもたらす国際分業を担える位置をめぐる国民国家間の競争関係に組み込まれる。どの国においても経済成長

を重要な政策的課題としているのは、国民をこの国家間競争に巻き込むことが国民を統合する統治上も必要であるからに他ならない。かくして、諸国民は、自国の経済成長は自らの経済的繁栄をもたらすという幻想にとりつかれ、国家をあたかもそのための共同体とみなすようになる。国家内部において資本主義が招く諸問題や階級対立があらうとも、対外的には国家間競争に勝つために諸階級・階層間において成長とその成果をめぐる同盟関係が形成される。とりわけ、世界の所得・資源の大部分を稼得している中核国においては、他国との経済関係から得た利益を配分することで、この関係は強化されるとみてよいだろう。ナショナリズムという最強のイデオロギーに裏打ちされたこの成長同盟がある限り、資本主義の体制的危機が容易に生まれるとは思われない。

以上の点からいって、脱成長を国民の間で合意形成するのは非常に困難な課題であるとみてよい。資本主義を廃絶し、協同組合的生産関係を軸とした新たな経済システムへ移行するため





議会活動情報コーナー

シリーズ 議会広報から見える各地の議会改革 ③

定例会「議案報告」から 議会の「見える化」へ

芳野政明（研究所理事・議会広報アドバイザー）



先号では、議会改革初期の「議会報告会・住民との意見交換会」の先駆けを紹介しました。「チーム議会」での定期的な実施として、年間での「議会発政策サイクル」につなげています。議会の広報（広聴を含む）機能を活動させる活動で、議会運営の機軸として向上させたい。本号では、議会広報の大まか流れを跡付け、課題や今後の役割、進路を探ります。

■議会報の変遷、自治を担う広報の「主役」へ

10年ほど前に、議会広報の創生から近年に至る変遷をたどり、時代区分と大まかな傾向特徴を整理したことがあります。以下は、その要旨です。

①発芽・黎明期（1947～60年代）新憲法・自治法施行から高度経済成長期。市区町村の議会報創刊は、48年7月静岡・松山市議会が「議会報」を発刊（謄写版印刷で内部向け）。活版印刷の議会報は高知市議会が最初（49年1月から）月刊発行。全戸配布（新聞折り込み）の第1

号51年11月の武蔵野市議会で全国21番目の発刊。以降年ごとに微増し、この間全市議会の18.6%、全町村議会の6.7%が発刊。その他、行政広報紙に掲載、又は未発行。

②拡大期（1970～80年代半ば）公害・環境問題、食品安全問題などで住民運動が全国各地に拡がり、全国の行政や議会では保守・革新の「対決」の様相が強まる。行政広報から議会情報報が独立し、「議会報」の発行はこの期間に全議会の約5割に達し（85年頃）、「議事録の編集型」が評価された。行政広報に「間借り」しての議会情報発信は量質ともに制限されている。

③発展期（1980年代半ば～90年代）バブル経済期とその破綻に至る時期が重なる。財政需要の多様化、増大から財政危機が顕在化、行政改革が重要課題になり地方自治の再編がすすむ。自治体議会の約8割余が独自の議会報を持つに至る（行政広報の掲載15%、未発行5%）。以上各議会の自主的性で50年

余の間に徐々に発刊されてきたものであるが、行政広報紙と比べて発行回数、ページ数も少なく。定例会の議案、質問等の報告が主な内容で住民が身近に感じるものとは言いがたく、読みやすさや解りやすさでも多くの課題が指摘されてきた。一般的に閲読率が高いとは言えない状況が続いている。

■議会改革に貢献、住民との関係性の構築めざして

④改革・刷新の（2000年～現在）地方分権一括法の施行から地方議会の権限拡大がすすみ、従来から行政との「馴れ合い」への批判もあり、議会の存在意義が問われている。これを背景に、信頼回復に新しい議会のあり方をめざす議会基本条例の制定が全国に広がっている。議会改革の柱は、①議会の議案審議方式の改善、②議会情報発信の充実と情報共有、③市民と議会の関係性構築（意見交換会など）、④政策提言機能の強化、条例制定の充実…など、いずれも広聴・広報機能と連動するテーマである。

には、同時に世界的規模でナショナリズムを相対化し、国民国家システムを改編しなければ不可能であろう。資本主義を廃絶するのは、想像以上の困難があり、したがって超長期の時間が必要なのである。

「脱成長コミュニティ」と中間的社会構想

第三は、「脱成長コミュニティ」を実現させるための中間的社会構想を欠いていることである。

斎藤の提案は、各個人の自由な発展をめざすマルクスのアソシエーション構想にそったもので、労働者生産協同組合など労働者の共同所有・経営参加を軸とする協同組合的生産関係を基礎とした新しい社会を構築しようとするものである。彼は、移行過程について、「ワーカーズ・コープは生産関係そのものを変更することを旨とする」（二六三頁）と、協同組合的生産関係を拡大し、消費主義や物質主義から脱却して「商品化された領域」を減少させるという道筋を描いている。この道筋は、『経済学批判』序文における史的唯物論

の「定式」に関する伝統的マルクス主義者の解釈「資本主義社会の内部で形成されるのは、社会主義的生産関係を生み出す前提条件だけであって、プロレタリアートによる国家権力の奪取の後に、その国家の下で展開される計画的建設活動によつてはじめて、社会主義的生産関係は発生し発展するという解釈」の立場とは異なり、協同組合的生産関係は資本主義社会の内部から形成できるという見地に立った「脱成長コミュニティ」への移行構想とみてよい。今日、一般にみられる生産者協同組合や消費生活協同組合、医療生協、住宅生協、NPO、社会的企業など将来、協同組合的生産関係につながるセクター（「連帯経済」）がかなりの規模で存在していることに加え、株式会社などの経営への労働者参加など社会全般における「参加民主主義」の発展を考慮すれば、資本主義社会の内部で副次的生産関係として「連帯経済」を拡大することは十分可能であろう。斎藤は、これまでの左翼（共産主義、社会民主主義）が、国家権力を奪取さえすれば社会変革が思い通

りに直ちに進むかのような観念にとらわれていることへの批判を踏まえて、協同組合的生産関係を副次的な形で、資本主義社会に構築することが次の社会の基盤になると主張しているのであろう。この点に関しては、斎藤に同意したい。

とはいえ、「脱成長コミュニティ」という超長期にわたる移行過程において中間的社会構想を設定する必要があると思われるが、彼はこれを語っていない。その出発点は、資本主義の歴史の中で最良の国家形態である福祉国家であろう。斎藤は、二十世紀の福祉国家について、富の再配分をめざしたモデルで、生産関係に手をつけず、労働組合は再配分のパイを増やそうと資本に協力し、労働者たちの自律性を弱めたと批判する。この批判は的を射ている。私も、二十世紀の福祉国家は「利益分配民主主義」の左翼版であって、彼のいうとおり問題を孕んでいるとみる。しかし、他面、福祉国家は人権保障を進めてきたことも確かなことである。われわれは、「利益分配民主主義」を克服し、「参加民主主義」による

この新福祉国家の下においては、①環境の危機の克服とともに、②労働者生産協同組合などによる「連帯経済」といわれる経済分野の拡大、③住民自治の確立・国政への自治体参加とともに、企業、協同組合、NPO、地域自治会、政治組織などあらゆる組織における「参加民主主義」の拡大、④ナショナリズムの相対化をめざす国民国家を超えた地域共同体の形成と世界規模での所得・資源配分格差の縮小などが大きな課題となる。環境の危機は深刻化しつつある。人類は、人類史上において発生した大変化、すなわち人類革命、農業革命、都市革命、精神革命、科学革命に続く「環境革命」に直面している（伊東俊太郎『変容の時代』麗澤大学出版会、二〇一三年、第六章）。斎藤のいうように「脱成長コミュニティ」をめざす時代に突入していることは確かであろう。

（埼玉自治体問題研究所顧問）

会員交流のひろば

きました。総経費で25・1%延床面積で32%の削減を見込んでいます。

現在、成田小と星宮小の統廃合が着々と進められています。学校規模検討基準では、「全学年で単学級になると統合の検討」ですが、複式学級の編成が見込まれる場合は「直ちに」となっています。星宮小は全校生徒で60人を割りますので、統合第1号になったというわけです。

昨年6月に「成田小・星宮小統合準備委員会」ができ、校名・校歌・通学方法の協議を開始。本年3月に校名が発表されました。統合は決定していないにもかかわらず、「統合の準備」という名目で、校名や体操服など協議が行われていることに、「結論ありきだ」という声が上がっています。

学校は歴史的にも地域の結核軸であり、統廃合は地域の元気を奪うものです。星宮小は規模も小さく、正直反対する意見は少数でした。しかし、学校が廃校になっても、その廃校を利用

して、地域の知恵と視点で新たな活用ができるならば、新たな出発もできます。「学校跡地の活用は統合後の検討」と熊谷市は言いますが、すでに取り壊す計画ができています。今後の予定は、2022年3月議会に上程され、2023年4月に新小学校がスタートすることになっています。

また、産業試験場跡地に4つの公立保育所を一つに統合して母子保健センターも併設する大規模複合施設をPFI方式も活用して建設する計画が進められている他、30か所ある現在の公民館を7か所の生涯活動センターと職員を置かない貸館機能のみの公民館に再編することや、妻沼地域、大里地域の自校給食を廃止し、熊谷市全体の学校給食を2つの給食センターに統合する事も具体化しようとしています。

公共施設の配置や面積は、市民の学習、教育、文化、芸術活動の豊かさや市民同士のつながり、コミュニティづくりに直結する重大問題です。人口減少を

理由にして、公共施設再編、公共施設削減を進めることは、さ

上尾で「住民と自治」の

読者会を開始

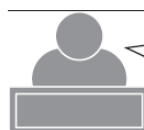
私は、上尾市役所で再用短時間で働いています。もちろん自治体問題研究所の会員としてずっと「住民と自治」を購読しています。本が届くと感心のあるところを読みますが、難しく、途中で挫折することが多いです。来年3月で再任用も終え、自治体職員でなくなるのでやめようと思っていました。

今、上尾市では学校統廃合の計画が出されています。これを知ったOBから「元職員として何かしなくてよいのか」と声がかかり、10人ほど集まり、交流しました。「これからどうする」

という話になり、私が読書会をしたらどうかと提案しました。（購読をやめなくて済むし...）

6月19日に第一回の読書会を開きました。今後は本の中から（読書会ですから）テーマを選び、交代で報告（感想OK）することにしました。そして広く参加したい人には参加してもらうこととし、ゆるく始めることになりました。

難しい内容だけど大切な「住民と自治」の記事をわかりやすく伝えることができれば行政と市民をつなげる一翼になれるのではないかと思います。この日、「住民と自治」の読者が3名増えました。県下で読者会が広がることを期待します。



議会活動情報コーナー



6月6日の「地方自治フォーラム・県民公開講座」に参加させて

フォーラムに参加し、議員の責務を再認識

金子昭代（さいたま市議会議員）

「積極的疫学調査」が保健所職員にとって過大な業務となっていること、その中でも、中核市保健所としてPCR検査や変異株のスクリーニング検査を担って進めていることが紹介されました。国は中核市保健所が検査することは想定しておらず、中核市に保健所を設置しておきながら権限委譲も人員配置も十分に行っていない、との話には、現

実際に、最近10年余の間に、先進的な議会を始めとして改革目標達成にむけた「読みたくなる議会だより」へのリニューアルや各種の試みが始まっています。広報広聴のメイン媒体の「議会だより」に、ホームページやSNSなどの補完と連携で、「地域にどのような課題があるのか」、「その解決のためにどの

場の自負が感じられました。このコロナ禍のもとで、それぞれの保健所が自主的に仕事できる体制の必要性が浮き彫りになった、ということだと思っています。

《講義2》「指定管理・PFI等の動向と課題」議会や市民の分析・監視活動の重要性とその手法

冒頭、講師の林敏夫さんが、さいたま市都市戦略本部の作成した図を示し「行政の負担を減らし、コストを削減させながら民間業者に利益を生み出す仕組み」として「正直に」PPP/PFIの本質を語っている、と紹介されたのにはびっくりしま

熊谷市で進む公共施設統廃合

桜井くるみ（熊谷市議会議員）



熊谷市では、2015年3月に延床面積43%削減とする「公共施設アセットマネジメント基本方針」を発表してから、「基本計画」、「個別計画」、2021年3月には経費の削減を目標値に入れた「総合管理計画」がで

した。しかし、さもありなんと言ふべきか。官産学金連携のトップランナーたるさいたま市の位置が実感できました。自治体業務の外部化・産業化が進められてきた背景、実際の事例なども学び、公共サービスの産業化が、急速に進んでいること、それを食い止めるための住民・自治体職員・議会それぞれの役割の大切さを改めて確認しました。

政令指定都市「さいたま市」の議員として、住民のいのちと暮らし、人権を守ることを基本とした自治体づくりに努力していきたいと思っています。

◆事務局お知らせ◆

第 63 回自治体学校の参加申込を
急いでください！

■ 7月5日（月）までに自治体問題研究所のホームページ（<https://www.jichiken.jp>）から、
又はメール（info@jichiken.jp）、あるいは FAX（03-3235-5933）で申し込みを！

■申込書記載事項

①住所、氏名、メールアドレス、電話番号（携帯も）、所属、年齢、自治体学校参加回数、
研究所会員か非会員か、参加を希望する分科会、講座、交流会名

■参加費振込先 みずほ銀行浜松支店 普通 1074762 名義は 自治体学校

■参加費

①全体会 DVDのみ購入	3000 円		
② 1 分科会（講座・交流会）に参加	会員 6000 円	非会員 7000 円	
③ 2	〃 9000 円	〃 10000 円	
④ 3 以上	〃 11000 円	〃 12000 円	

■ 3 人以上の団体参加の場合

② 12000 円 ③ 18000 円 ④ 20000 円

■お問合せ

自治体学校の申し込みについての問い合わせは、自治体問題研究所（03-3235-5941）へ

書籍案内

●新型コロナウイルス感染症と
自治体の攻防
～コロナと自治体 1～

平岡和久（立命館大学教授）・尾関俊紀（日本
医療福祉生協連副理事長）編著
自治体研究社 1500 円＋税

第 1 巻では、ゼロコロナを目指す様々な方
策を提示。医学的見地からの専門的解説をはじ
め、財政面からの政府の対策を批判的に検証し
自治体財政の課題を解明し、合わせて世田谷
の社会的検査、広島での PCR の集中検査、鳥取
の積極的疫学調査などの先進事例を紹介。

●行政サービスのインソーシ
ング～「産業化」の日本と「社
会正義」のイギリス～

榊原秀訓（南山大教授）大田直史（竜谷大教授）
庄村勇人（名城大教授）尾林芳匡（弁護士）
自治体研究社 1600 円＋税

ここ 20 年、日本では公的サービスのアウト
ソーシング、民営化、産業化が「改革」の唯一
の選択肢とされてきました。一方イギリスでは、
民間から公営に戻すインソーシングの取り組み
が広がっています。コロナ禍の経験も踏まえ、
日英の比較研究を通じて行政（公共）サービス
はどうあるべきかを深く考える道しるべです。